

元県立高等学校生徒による損害賠償請求訴訟について

1 事件番号

令和8年(ワ)第52号

2 原告

元県立高等学校生徒

3 被告

愛媛県(代表者 愛媛県知事)

4 主な請求の趣旨

被告は、原告に対し、金291万2,264円及びこれに対する訴状送達の日から完済まで年3パーセントの割合による金員を支払え

5 請求の原因

原告が県立高等学校在学中に同級生らから受けた暴行や暴言等について、いじめ防止対策推進法に定める重大事態に該当するにもかかわらず、県及び学校が同法に基づく必要な調査義務を尽くさず精神的苦痛を被った。

6 第1回口頭弁論期日

期日 令和8年5月13日(水) 午前10時

場所 松山地方裁判所31号法廷